

福岡県公報

令和3年6月25日
第 211 号

目次

告示 (第642号 - 第649号)

○道路の供用の開始	(道路維持課)	1
○道路の供用の開始	(道路維持課)	1
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○廃川敷地等の発生	(河川管理課)	2
○生活保護法に基づく介護機関の指定	(保護・援護課)	2
○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	3

公告

○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課)	3
○一般競争入札の実施	(総務事務厚生課)	5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	8
○意見募集の結果の公示	(生活衛生課)	8
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	8
○国土調査の成果の認証	(農山漁村振興課)	8
○国土調査の成果の認証	(農山漁村振興課)	9
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	9
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	9
○県営土地改良事業計画の決定	(農村森林整備課)	9

○県営土地改良事業計画の決定	(農村森林整備課)	9
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	10
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	10

告示

福岡県告示第642号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年6月25日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年6月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	朝倉線 小石原	朝倉市佐田3845番1先から 朝倉市佐田3851番1先まで

福岡県告示第643号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年6月25日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年6月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	朝倉線 小石原	朝倉市黒川1654番7先から 朝倉市黒川2155番1先まで

福岡県告示第644号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年6月25日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年6月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	朝倉線 小石原	朝倉市黒川3579番1先から 朝倉市黒川3576番1先まで

福岡県告示第645号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年6月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
京築	県道	杳尾橋線 大橋	前	行橋市南大橋二丁目382番2先から 行橋市南大橋二丁目1165番5先まで	4.7 ～ 5.4	46.5
			後	行橋市南大橋二丁目382番2先から 行橋市南大橋二丁目1165番5先まで	5.6 ～ 6.2	46.5

福岡県告示第646号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号

）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図書は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県福岡県土整備事務所に備えて縦覧に供する。

令和3年6月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 河川の名称
樋井川水系樋井川
- 廃川敷地等が生じた年月日
令和3年6月25日
- 廃川敷地等の位置
福岡市城南区友丘二丁目883番3地先から882番8地先まで
- 廃川敷地等の種類及び数量
土地
35.28㎡

福岡県告示第647号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和3年6月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定年月日	サービス項目
小居80	アポロ歯科医院	小郡市山隈234-22	R2・11・1	居管・予居菅
糸島地居150	くらは薬局波多江店	糸島市波多江駅南二丁目2-26	R3・3・8	居管

粕居292	ひよこ訪問看護ステーション福岡	糟屋郡篠栗町大字尾仲863-31	R3・6・1	訪看・予訪看
田介163	田川診療所	田川市新町11-15	R3・4・1	訪リ・居管・予訪リ・予居管
田川居387	ヘルパーステーション令和	田川郡糸田町貴船1050番地3	R3・4・1	訪介・一号訪

福岡県告示第648号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和3年6月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
大野介54	医療法人桑野外科医院	大野城市東大利一丁目8-13	R3・3・31
北介歯55	堤歯科医院	糟屋郡志免町志免一丁目22-15	R3・4・1
柳介薬33	パンダ薬局今古賀店	柳川市三橋町今古賀44-1	R2・4・30
柳支11	第二おやさと ケアプランサービス	柳川市東蓮池225	R3・5・31

福岡県告示第649号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から所在地の変更及び名称の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告

示する。

令和3年6月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 所在地の変更

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
大介260	医療法人 古賀ひふ科クリニック	大牟田市大字田隈字今町260-1	大牟田市大字田隈字中屋敷506番2	R3・5・1
大介460	村尾在宅クリニック	大牟田市古町1-1	大牟田市橋口町4-6	R3・4・1
京介薬145	みやこスターファーマシー	京都郡みやこ町豊津1104-12	京都郡みやこ町豊津27-2	R3・5・1
豊居19	デイサービスたんぼ	豊前市大字恒富35-1	豊前市大字今市115-1	H27・9・1

2 名称の変更

指定番号	旧 名 称	新 名 称	所 在 地	変更年月日
み介10	医療法人森整形外科医院	医療法人前原整形外科・リハビリクリニック	みやま市瀬高町下庄590	R3・4・1
大介260	古賀皮膚科医院	医療法人 古賀ひふ科クリニック	大牟田市大字田隈字中屋敷506番2	R3・5・1
粕介薬133	サンアイ調剤薬局志免店	スカイメディカル志免薬局	糟屋郡志免町志免東三丁目1番16号	R3・4・1
粕介薬150	サンアイ調剤薬局粕屋店	スカイメディカル粕屋薬局	糟屋郡粕屋町長者原西二丁目6-48	R3・4・1
大野介薬84	サンアイ調剤薬局大野城店	スカイメディカル大野城薬局	大野城市紫台1-5	R3・4・1
柳居67	サンアイ調剤薬局とよはら店	スカイメディカルとよはら薬局	柳川市大和町豊原130-6	R3・4・1
糸島地居99	リハビリ特化型デイムーブメント前原	リハビリ特化型デイムーブメントプロ前原	糸島市前原駅南一丁目3-1 サンスーシー桜台 1階	H31・4・1

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和3年6月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

金属積層造形装置（備出24）

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料
- キ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料
- ク 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇用状況調査票（様式第4号）

- コ 営業概要表（様式第5号）
 - サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
 - シ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
 - ス ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
 - セ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
 - ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
 - タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
 - チ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
 - ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの）
 - テ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間
この公告の日から令和3年7月9日（金曜日）までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格審査結果の通知
競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和3年9月末日までとする。
 - (2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和3年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和3年6月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達内容

- (1) 調達案件名
金属積層造形装置（備出24）
- (2) 調達物品及び数量
金属積層造形装置 一式
- (3) 履行期限
令和4年3月18日（金曜日）
- (4) 履行場所
福岡県工業技術センター機械電子研究所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月福岡県告示第339号）に定める資格を得ている者（令和元年度競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

- ・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件 (地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

令和3年8月4日 (水曜日) 現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次のいずれかの条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
05	01	電気器具	AA
05	02	電気通信機器	AA
05	04	理化学精密機器	AA
05	06	計測機器	AA
05	08	工事製造機器	AA
05	10	光学機器・DPE	AA
05	11	諸機器	AA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 納入しようとする物品が1の(2)に示した物品であることを証明する仕様申立書を福岡県工業技術センター機械電子研究所に令和3年7月21日 (水曜日) 17時00分までに提出して承認を受けた者

・仕様申立書の提出場所及び仕様申立書に関する問合せ先

福岡県工業技術センター機械電子研究所

〒807-0831 北九州市八幡西区則松三丁目6-1

電話番号 093-691-0260

FAX 093-691-0252

なお、提出した仕様申立書について説明を求められたときは、これに応じなけれ

ばならない。

(5) 民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱 (平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達) に基づく指名停止 (以下「指名停止」という。) 期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092 (ダイヤルイン)

FAX 092-643-3109

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

令和3年6月25日 (金曜日) から令和3年7月21日 (水曜日) までの福岡県の休日 を定める条例 (平成元年福岡県条例第23号) 第1条に規定する休日 (以下「県の休日」という。) を除く毎日、9時00分から17時00分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

令和3年8月4日 (水曜日) 15時00分

(3) 提出方法

持参 (ただし、県の休日には受領しない。) 又は郵便 (書留郵便に限る。提出期限内必着) で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県総務部会議室（行政南棟地下1階）

(2) 日時

令和3年8月5日（木曜日）10時00分

11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時、場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加

わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）の100分の5に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札。

なお、落札者が契約締結前に指名停止となった場合は、落札者としての権利を失うものとし、契約を締結しない。

(9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

(1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。

- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :
metal additive manufacturing machine
- (2) Delivery period : By March 18, 2022
- (3) Delivery place : Fukuoka Industrial Technology Center Mechanics and Electronics Research Institute, 3-6-1 Norimatsu, Yahatanishi-ku, Kitakyusyu City 807-0831, Japan
Tel : 093-691-0260
- (4) Time Limit for Tender : 3:00 PM on August, 4 2021
- (5) Contact Point for the Notice : General Affairs and Welfare Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Office
7-7, Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan
Tel 092-643-3092

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年6月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市二森字折敷町781番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
小郡市二森781番地1
今村 博美

公告

特殊形態営業に関する取扱要領の改正案について、令和3年3月26日から令和3年4月25日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理し、令和3年5月27日に改正しました。

令和3年6月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

問合せ先

保健医療介護部生活衛生課食品衛生係

電話：092-643-3280

メールアドレス：hoeisei@pref.fukuoka.lg.jp

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年6月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 サンリブのおがた
 - (2) 所在地 直方市大字知古756番地
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調

査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

令和3年6月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
行橋市	令和元年度から令和2年度まで	地籍図及び地籍簿	西宮市五丁目の一部	令和3年6月11日
小郡市	平成29年度から令和2年度まで	地籍図及び地籍簿	三沢の一部	令和3年6月11日
みやま市	平成31年度から令和2年度まで	地籍図及び地籍簿	瀬高町下庄の一部	令和3年6月11日
赤村	令和30年度から令和2年度まで	地籍図及び地籍簿	大字赤の各一部	令和3年6月11日

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

令和3年6月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
添田町	令和元年度から令和2年度まで	地籍図及び地籍簿	大字添田の一部	令和3年6月11日
大任町	平成29年度から平成30年度まで	地籍図及び地籍簿	大字大行事の一部	令和3年6月11日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年6月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
朝倉郡筑前町高上字徳法師531番1、531番5、531番6、531番11、542番1、542番

2、556番2及び556番4

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

朝倉郡筑前町高上531番地5

株式会社福岡ケイエス物流

代表取締役 室 金雄

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年6月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
朝倉郡筑前町朝日字後田1099番1から1099番14まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市中央区大宮一丁目5番22-1号
有限会社ライフベース
代表取締役 迫野 正利

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和3年6月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営石堂（小）地区土地改良（農業用ため池整備）事業計画書の写し	令和3年6月25日から令和3年7月27日まで	みやま市役所 建設課

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和3年6月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営一の瀬下地区土地改良（農業用ため池整備）事業計画書の写し	令和3年6月25日から 令和3年7月27日まで	うきは市役所

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年6月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
宗像市平井一丁目1125番1、1125番6の一部、1125番7から1125番15まで及び2007番3の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都港区高輪三丁目22番9号
タマホーム株式会社
代表取締役 玉木 伸弥

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年6月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
古賀市青柳字踊ヶ浦1260番2、1265番2、1267番1、1267番3、1267番4、1269番

1 から1269番4まで、1270番1から1270番3まで、1271番1から1271番4まで、1272番1、1272番4から1272番8まで、1287番2、3746番5、3746番6及び3746番8並びにこれらの区域内の道路である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

新潟県新潟市中央区一番堀通町3-10

株式会社福田組

代表取締役社長 荒明 正紀